

登録建築物エネルギー消費性能判定機関票

この標識は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関としての登録の主要な内容と、業務の内容の表示をしています。

登録番号	近畿整備局長 19
登録の有効期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
機関の名称	一般財団法人 福井県建築住宅センター
主たる事務所の住所	福井県福井市御幸3丁目10-15 電話番号 0776(23)0457
代表者氏名	理事長 田中忠範
業務区域	福井市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市および吉田郡永平寺町の都市計画区域内または準都市計画内
業務を行う建築物の区分	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第38条第1項第1号イの（1）に定める建築物のうち、床面積の合計が300m ² 未満の平屋建て若しくは2階建ての一戸建て木造住宅（住宅の用途以外の用途に供する床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるもの又は50m ² を超えるものを除く）